

## 社会福祉法人 障友会 事業計画（案）

社会福祉法人 障友会

<はじめに>

平成28年度も国に大きな動きがありました。

その最大のものとは社会福祉法の改正による社会福祉法人制度改革にまつわる動きでした。

昭和26年、わが国にはじめて社会福祉法人が制度化されて以来の大改革となりました。

この一年、手さぐりながらも求められた所要の準備に明け暮れ、何とか本格実施の来年度をむかえるはこびとなりました。評議員会、理事会の強力で適切なご指導を受けてのことで、まことに感謝に耐えません。

いよいよあらたなスタイルの法人運営、事業運営のはじまりです。一抹の不安はありますが、新役員会、新評議員会の一層のご指導をえて、余念なく進めてゆく所存です。

他方、国はますます進行する少子高齢化、福祉諸ニーズの増大、財源の不足、さらには支援の担い手の慢性的な不足、といった近年のわが国の現況に鑑み、福祉サービスの「効率化、生産性の向上」を目的とするあらたな福祉サービス体系の創設を計画し、準備した年度でもありました。

それらは介護保険事業と障害福祉施策の実質的な統合で、しかも市町村や地域住民を事実上の担い手とする考え方と方法です。

すでに全国各地でモデル事業的に実践され、又「先駆的」にとりくまれていることが報じられるようになりました。

「地域共生社会」の実現を大目標に、地域社会の様々な福祉課題や生活課題を地元の自治体や住民が「我が事」として「丸ごと」受け止め、互助の精神で予防し、改善、解決するというシステムづくりです。

平成30年度からの本格実施（29年度からは介護保険——介護予防・日常生活支援総合事業開始）が予告され、32年度以降の早い時期を目途に全面的な実現をめざすとされています。

すでに具体の工程表が公表され、必要な法改正も日程にのぼっています。

これまでの縦割りの社会福祉のありようが大きく様変わりすることが予想されます。このような状況の中、当法人が担ってきた知的障害者福祉の事業体系などに、はたしてどのような影響が及んでくるでしょうか。とどまるところを知らない国の公的責任の「放棄」と大幅な規制の解除。一年後に予定される報酬基準や単価の見直しとあわせて一層の注目が求められます。

昨年7月に発生した知的障害者支援施設「津久井やまゆり園」での事件は大変衝撃的でした。事件（被害者）の規模や容疑者の動機などについても、かつて類例のないものです。わが国の知的障害福祉の歩みのなかでも、もちろん犯罪史上においても、まさに特筆すべき事件であったといえます。

事件発生以来、すでに8ヶ月の月日を経ました。しかし、さいわいにも被害をまぬがれたかつての入所者たちの「住まいの場」にまだ確かな見通しがついていません。

神奈川県は「施設」の建て替えを計画し、関係者へのヒアリングやパブリックコメントを実施しましたが、出席者からは諸説百出で、先行きはきわめて不透明です。

今後の県の対応は、今日のわが国の知的障害者福祉のあり方について、ひとつの大きな試金石になるかも知れません。

事件について容疑者の主張を支持するような国民の声も紹介されていました。知的障害のある人たちをとりまく状況には今なお厳しいものがあるようです。わが国の障害者施策が少しずつでも前進し、今日多数の障害者が街中で暮らすようになり、又、普通に外出する風景が日常的になってきているにもかかわらずです。

私たちはこのことを肝に銘じておかねばなりません。そして、これまでの支援を、これからも地道に、着実に続けてゆくことで、困難で大きな課題に立ち向かってゆく他ありません。

平成26年12月から期間を限定して試行的に実施され、当法人もその一端を担っていた堺市の「安心コールセンター事業」が今年度末で終了します。市は来年度からの「本格実施」に備えて、あらたな制度設計や予算の確保など、この一年を通じて諸準備を重ねてきました。（堺市障害者緊急時対応事業）

夜間、休日における家族の緊急事態に対して施設職員が「かけつけて支援」をし、必要に応じて障害のある人を「ショートステイ施設での緊急保護」につなげるという事業で、障害者や家族が地域社会で安心して暮らし続けられることを支援しようという制度です。

堺市は国の指示である「地域生活支援拠点」事業の一環として位置づけています。

予測されたとおりの少ない予算(全額市町村の負担)での事業実施です。まだまだ不完全な内容で、いくつもの大きな課題を積み残しています。それでも地域福祉の推進のため、まずは出発するしかないとの市の方針です。

「安心コールセンター事業」の拡充後継事業である、ということからも当法人としては、あらためて参画する予定です。

#### <平成29年度法人事業計画(案)>

##### 1)「ショートステイうてな」のかぎろひ敷地への新築移設整備にとりくみます。

年度内の完成をめざします。

本事業計画は法人の第二次中・長期事業計画の大きなひとつです。

既設の「ショートステイうてな」の使い勝手の悪さを解消するとともに、利用定員増を図ります。又、法人利用者で重症心身障害のある人たちの利用の促進にもつなげます。

第二次中・長期事業計画は計画全体を今般の社会福祉法改正によって求められる、当法人の「社会福祉充実計画——平成29年度以降むこう5年間の事業」として位置づけ、6月の定時評議員会での決議を得た上で堺市に承認申請をする予定です。承認を得しだい、充実計画の第一期事業として準備を進めます。

既設の「ショートステイうてな」については「新たなショートステイうてな」が完成し、利用できる段階から、建物の増改築に着手。法人所有のグループホームに転用、有効活用します。（平成30年度事業——29年度中に市の補助金を申請——とし、充実計画の第二期事業とします。）

なお、平成31年度には「日中活動の場」をあらたに整備(充実計画の第三期事業)し、当法人の利用を希望される諸ニーズに応える予定です。

以上の諸事業の計画(法人の中・長期事業計画——社会福祉充実計画)の詳細については5月の理事会において、資金計画を含めて具体的に提案させていただく予定です。

2) わららか草部の大規模修繕にかかる施設整備費補助金を国に申請します。

平成30年度の事業実施をめざします。(充実計画の第二期事業のひとつとします)

平成14年11月の開所以来15年の歳月を数えます。建物全体や設備の経年劣化に加え、とくに諸設備の不具合や故障も目立ってきています。

タイミングよく大規模修繕にとりかかれるよう準備します。

3) グループホームへのスプリンクラーの設置をすすめます。

改正消防法の規定により、入居者の障害支援区分4以上のかたが8割をこえるグループホームには、平成29年度末までのスプリンクラーの設置が義務づけられました。

当法人における現時点での未設置ホームは7ホームです。29年度中の設置を実現します。

4) 法人所有車輛の更新整備をすすめます。

とくに利用者の送迎用車輛で、その更新が必要になってきています。

多数の車輛を所有する中、助成団体等への申請も含めて、年次で計画的に更新整備をすすめます。

5) 堺市障害者緊急時対応事業の受託法人として事業に参画します。

堺市安心コールセンター事業の拡充後継事業として来年度から実施される当事業に他の法人に伍して参画します。

夜間、休日における家族の緊急時、事態に当法人の職員が対応することで、障害のある人たちや家族の安心、安全を守り、地域社会での暮らしを支援します。

「ショートステイうてな」が緊急時の受付窓口(コールセンター)となり、利用者の日中活動事業所の職員が必要に応じて「かけつける」という形の業務となります。

6) 大阪府社会福祉協議会の社会貢献事業「大阪しあわせネットワーク」にひきつづき参画し、大阪府レベルのとりくみに参加します。

平成27年度からの参画以来今日まで当法人への「相談事案」は皆無です。しかし、大阪府全体の相談件数は相当数にのぼっており、本事業の意義は大きなものがあります。

当法人として事業の原資となる「拠出金」を提供することだけでも大きな意味があるもので、ひきつづき本事業に参加するものです。コミュニティソーシャルワーカーとしてすでに研修を受けた2人の法人職員を配しており、地域住民からの相談があれば即刻対応できる体制は維持しています。

7) 独自の「地域貢献活動」を続けて展開します。

「地域生活支援センター遊夢音」の持つ機能を活用した当法人独自の地域貢献活動に続けてとりくみ

ます。

病院、学校、各種福祉施設などでのパペットセラピーの実践は大変好評で、諸方からの「公演」ニーズは増加の一途です。「遊夢音」の本来業務との折り合いをつけながらの活動となります。

#### 8) 第2回市民むけコンサートを実施します。

昨年10月15日(土)、障友会後援会の全面的な資金援助を受けて開催した第1回市民コンサート「新井宗平とピュアハート・ハーモニー管弦楽団コンサート」は多くの障害児者や家族の参加をえて大変盛況でした。

障害のある人たちにも本物の音楽を提供したいと地域活動支援センター遊夢音が企画したもので、当法人としての「地域貢献活動」の一環としても位置づけました。

会場の関係で多くの参加希望者に応えることができなかったため、来年度あらためて第2回コンサートを実施することにしました。

日程は平成30年3月10日(土)、会場はキャパシティの大きな泉北泉ヶ丘の「ビッグアイ」を予定しています。第2回も後援会に資金援助を依頼する予定です。

#### 9) 堺の障害者(児)の生活の場を考える会(事業者、職員、家族各レベル)への参画を継続します。

市内4法人が連携、協力してとりくむ社会福祉運動(ソーシャルアクション)のひとつです。

障害のある人たちの「住みなれた堺の街で暮らしていけることができる」よう、暮らしの場の整備、充実を求めて様々な活動を展開しています。

容易には拓くことのできない現実ですが、協力しあえる4法人との関係を継続、深化させて、スローガンの実現に少しでも近づけるよう尽力し続けます。

#### 10) 法人職員の資質の向上にとりくみます。

職員の資質の向上のために注力します。かねて取り組んでいる職員研修をさらに強化充実させ、利用者への支援力の向上、将来の法人事業運営にむけた力量を高めるために計画的な研修を実施します。

#### 11) 職員処遇の向上に努めます。

職員の非常勤から正規職員への転換を進めてきましたが、このようなケースの職員の前歴(正採用前の就業経験)を適切に評価した労働条件を高めるための措置を講じます。

又、非常勤職員の給与単価の充実やその他の労働条件の向上をはかることなど、特に非常勤職員の労働環境の整備につとめます。

#### 12) その他の継続事業

①法人の広報活動の一層の充実(法人広報委員会)

②虐待防止及び利用者の人権尊重、権利擁護に関するとりくみの一層の強化

(法人虐待防止委員会、虐待防止受付担当者会議)

③防災対策、防犯対策の継続的とりくみと諸準備の具体化(法人防災、防犯対策委員会)

以上の法人全体の継続諸事業の実施については管理職(者)職員による責任分担制のもと、執行体制を明確にして着実にとりくみます。

以上